

第 5 回南相馬市議会定例会市長追加提出議案の要旨

令和 2 年 6 月 2 5 日 提出

I 件数 4 件

【内訳】議案 3 件 （予算関係 1 件、その他 2 件）
報告 1 件

II 議案の要旨

《補正予算関係》

議案第 8 7 号	令和 2 年度南相馬市一般会計補正予算について
-----------	-------------------------

《その他》

議案第 88 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契 約 の 目 的	南相馬市大規模乾燥調製貯蔵施設整備事業（小高区岡田）建設工事
施 工 場 所	南相馬市小高区岡田字山田地内
契 約 の 金 額	1, 991, 000, 000 円（消費税を含む。）
工 期	契約締結日から令和 3 年 3 月 15 日まで
契 約 の 方 法	随意契約
契 約 の 相 手 方	大阪府大阪市北区鶴野町 1 番 9 号 ヤンマーグリーンシステム株式会社

【入札結果】

（消費税別）

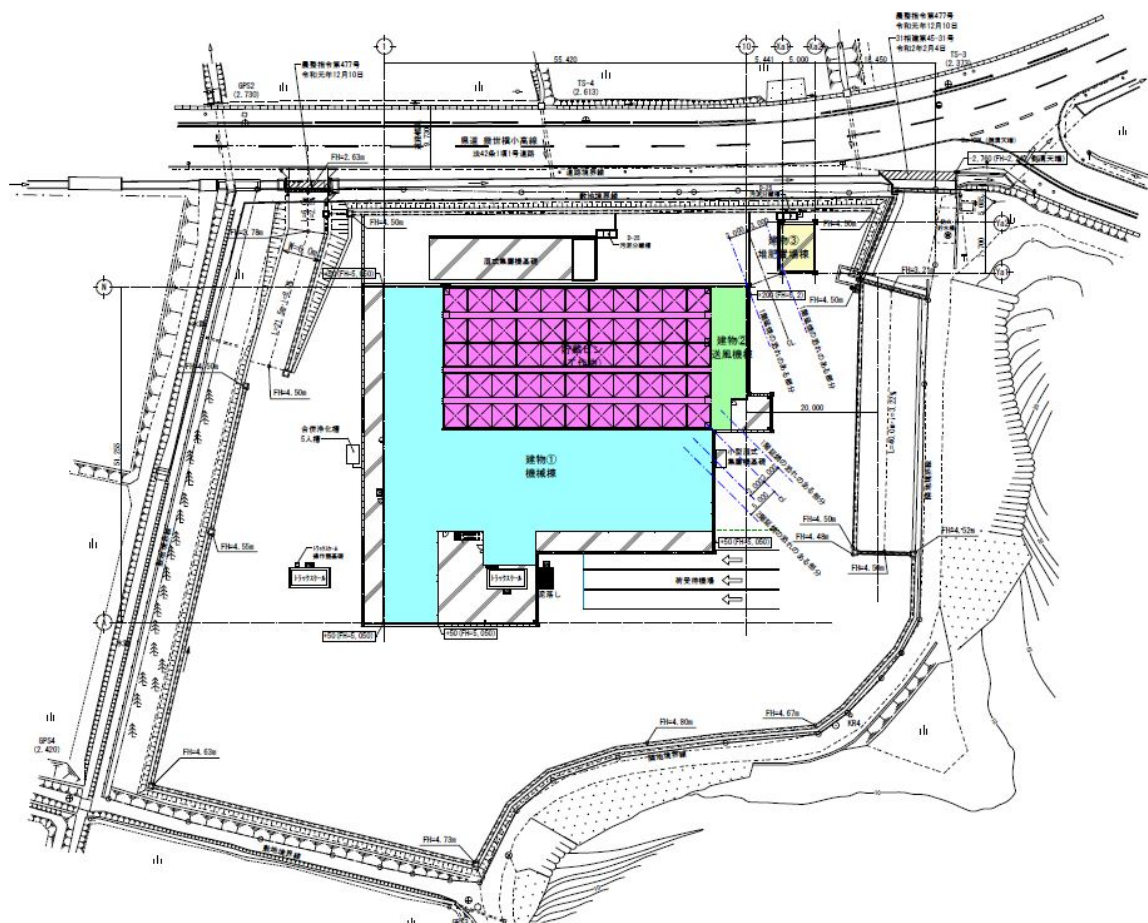
入 札 者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備 考
ヤンマーグリーンシステム株式会社	1, 810, 000, 000 円		落札

【予定価格】

予 定 価 格	1, 999, 800, 000 円（消費税を含む。）
落 札 率	99. 56 %

【全体スケジュール】

時 期	内 容
令和元年度	実施設計
令和 2 年度	本体・設備工事（令和 2 年 6 月末～令和 3 年 3 月予定）
令和 3 年度	供用開始予定（令和 3 年 9 月予定）



議案第 89 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取 得 の 目 的	南相馬市立小中学校情報機器購入
取得する動産及び数量	タブレット端末 i P a d（キーボード、ケース付き） 3, 4 0 5 台
取 得 金 額	1 6 9, 5 6 9, 0 0 0 円（消費税を含む。）
取 得 の 方 法	随意契約による買入れ
納 期	契約締結日から令和 2 年 8 月 3 1 日まで
取 得 の 相 手 方	南相馬市原町区錦町一丁目 1 5 4 番地 エスジェイビ有限責任事業組合

【入札結果】

（消費税別）

入 札 者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備 考
エスジェイビ有限責任事業組合	154, 153, 637 円		落札

【予定価格】

予 定 価 格	1 7 0, 2 5 0, 0 0 0 円（消費税を含む。）
落 札 率	9 9. 6 0 %

【導入内訳】

No.	導入先	タブレット端末導入台数	
		学習者用	指導者用
1	南相馬市立原町第一小学校	356	19
2	南相馬市立原町第二小学校	176	10
3	南相馬市立原町第三小学校	337	14
4	南相馬市立高平小学校	95	7
5	南相馬市立大甕小学校	102	8
6	南相馬市立太田小学校	46	6
7	南相馬市立石神第一小学校	59	8
8	南相馬市立石神第二小学校	283	14
9	南相馬市立鹿島小学校	347	16
10	南相馬市立八沢小学校	74	8
11	南相馬市立上真野小学校	74	7
12	南相馬市立小高区4小学校	64	7
13	南相馬市立原町第一中学校	357	14
14	南相馬市立原町第二中学校	222	11
15	南相馬市立原町第三中学校	78	4
16	南相馬市立石神中学校	183	10
17	南相馬市立鹿島中学校	289	12
18	南相馬市立小高中学校	49	5
19	南相馬市教育委員会事務局学校教育課	34（予備分）	
合計台数		3,405 台	

報告第9号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和2年6月15日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市原町区大木戸字松島311番9
福島第一商事株式会社

2 損害賠償の額

616,836円 $\left(\begin{array}{l} \text{うち保険等により補てんされる額} \quad 616,836円 \\ \text{市が自ら負担する額} \quad 0円 \end{array} \right)$

3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和元年12月24日、午後3時40分頃、原町区上北高平字東高松37番地の1のリサイクルプラザ構内において、公用車（シャベルローダー）が方向転換のため後進した際、構内を走行していた相手方車両（パッカー車）に接触し、損害を与えたものである。相手方の車両の損害状況は、運転席側後輪フェンダー及びテールゲート側面部の破損である。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解した。

4 事故の種類

物損事故（人身事故なし）

